○大阪府自然環境保全条例（昭和４８年大阪府条例第２号）（抜粋）

【改正　令和２年４月１日】

第一章　総則

(目的)

第一条　この条例は、大阪府環境基本条例(平成六年大阪府条例第五号)の理念にのっとり、自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出並びに生態系の多様性の確保(以下「自然環境の保全等」という。)を推進することにより、豊かな自然と人とが触れ合う場が確保され、ヒートアイランド現象（大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成十七年大阪府条例百号）第二条第二号に規定するヒートアイランド現象をいう。）の防止をはじめとする都市環境の改善がなされる等、広く府民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の府民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

第二条～第三十条（略）

第六章　豊かな緑の創出

（府有施設等の緑化義務）

第三十一条　府及び府が設立した地方独立行政法人は、これらの設置し、又は管理する施設であって規則で定めるもの（以下「府有施設等」という。）について、規則で定める基準に従い、植樹等の緑化（以下「緑化」という。）をするものとする。

２　知事は、府有施設等の緑化に関する計画的な推進を図るための計画を策定し、その概要を公表するものとする。

３　知事は、前項の計画の実施状況を定期的に公表するものとする。

（民間施設等の緑化義務）

第三十二条　建築物（府有施設等に係るものを除く。）及びその敷地の所有者又は管理者は、当該建築物及びその敷地について、緑化に努めるものとする。

２　知事は、前項の所有者又は管理者が緑化を推進する場合において、必要があると認めるときは、技術的な指導又は助言その他必要な援助を行うものとする。

（大規模施設の緑化義務）

第三十三条　千平方メートル以上の敷地において建築物（建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいい、府有施設等に係る建築物を除く。第三十八条を除き、以下同じ。）の新築、改築又は増築（増築後の建築物の床面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第三号の床面積をいう。以下同じ。)の合計が、増築前の床面積の合計の一・二倍を超えないものを除く。以下同じ。）を行おうとする者は、規則で定める基準に従い、当該建築物及びその敷地（以下「建築物等」という。）について緑化をしなければならない。

２　前項の規定により緑化をした者は、当該緑化をした部分の適切な維持管理に努めなければならない。

（緑化計画書の届出等）

第三十四条　前条第一項に規定する者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、緑化計画書を作成し、知事に届け出なければならない。これを変更しようとするとき（規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更をしようとするときを除く。）も、同様とする。

２　前項の規定による届出をした者は、建築物等について緑化が完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（適用除外）

第三十五条　前二条の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一　その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、緑化をしないことについて、特別の事情があると知事が認めるもの

二　その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況又は用途によってやむを得ないと知事が認めるもの

三　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の規定による緑地保全地域内の建築物その他規則で定めるもの

（勧告）

第三十六条　知事は、第三十四条第一項の規定による届出をせず建築物の新築、改築若しくは増築に着手した者又は同条第二項の規定による届出を行わない者に対して、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

２　知事は、第三十四条第一項又は第二項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る緑化について、第三十三条第一項の基準に適合しないと認めるとき、又は当該届出の内容が虚偽であると認めるときは、当該届出を行った者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（報告及び検査）

第三十七条　知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、緑化の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の建築物等に立ち入り、緑化の実施状況を検査させることができる。

一　第三十三条第一項に規定する者

二　第三十四条第一項又は第二項の規定による届出をした者

三　第三十四条第一項の規定による届出をせず建築物の新築、改築若しくは増築に着手した者又は同条第二項の規定による届出を行わない者

四　第三十四条第一項又は第二項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る緑化について、第三十三条第一項の基準に適合しないと知事が認める届出を行った者又はその内容が虚偽であると知事が認める届出を行った者

２　前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（市町村の条例との調整）

第三十八条　建築物等における緑化に関して、この条例と同等以上の効果が得られるものとして知事が認める内容を有する条例を制定している市町村であって規則で定めるところにより指定するものの区域については、第三十三条から前条までの規定は、適用しない。

（顕彰の実施）

第三十九条　知事は、建築物等における緑化に関し、特に優れた取組をした者に対し、顕彰を行うものとする。

第四十条～第四十四条（略）

（自然環境の破壊事実等の公表）

第四十五条　知事は、この条例の規定に違反して著しく自然環境を破壊している者があるときは、必要に応じ、その破壊の事実を公表するものとする。

２　知事は、第三十六条第一項又は第二項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。

３　知事は、前二項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、そ

の旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。

第四十六条　この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、大阪市の区域にかかるものは、大阪市が処理することとする。

一　第三十二条第二項の指導又は助言その他必要な援助に関する事務

二　第三十四条第一項及び第二項の規定による届出の受理に関する事務

三　第三十五条第１号及び第二号の規定による承認に関する事務

四　第三十六条第１項及び第二項の規定による勧告に関する事務

五　第三十七条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務

六　第四十五条第二項の規定による公表及び同条第三項の意見の徴収に関する事務

２　この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、前項各号（第三号を除く。）に掲げる事務であって、泉佐野市、泉大津市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、羽曳野市、門真市及び大阪狭山市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

３　この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあっては、第三十七条第一項第一号及び第二号に掲げる者に係るものに限る。）であって、府の区域内に存する市町村（大阪市、泉佐野市、泉大津市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、羽曳野市、門真市、大阪狭山市及び第三十八条の規定により指定する市町村を除く。）の区域に係るものは、それぞれ当該市町村が処理することとする。

第四十七条～第五十二条（略）

附則（昭和四八年大阪府条例第二号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和四八年規則第九七号で昭和四八年九月二九日から施行）

２～３（略）

附則（昭和四九年大阪府条例第一七号）～附則（平成一七年大阪府条例第四八号）（略）

附則（平成一七年大阪府条例第一二五号）

（施行期日）

１　この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現になされている建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知に係る建築物及びその敷地における植樹等の緑化については、改正後の大阪府自然環境保全条例第三十三条から第三十九条まで並びに第四十五条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

附則（平成一八年条例第三九号）

この条例は平成十八年四月一日から施行する。

○大阪府自然環境保全条例施行規則（昭和５２年大阪府規則第４０号）（抜粋）

【改正　令和３年４月１日】

第一条～第二十三条（略）

（緑化をすべき府有施設等）

第二十四条　条例第三十一条第一項の規則で定める施設は、建築物（次に掲げるものを除く。）及びその敷地、都市公園、道路、港湾施設並びに河川とする。

一　備蓄倉庫その他これに類するもの

二　雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類するもの

三　揚水機場及び排水機場

四　交番その他の派出所又は駐在所

五　前各号に掲げるもののほか、形状若しくは用途により植樹等の緑化（以下「緑化」という。）をすることが適当でなく、又は緑化をしないことについて特別の事情があると知事が認めるもの

（府有施設等の緑化基準）

第二十五条　条例第三十一条第一項の規則で定める基準（別表第一において「緑化基準」という。）は、同表に掲げるとおりとする。

（大規模施設の緑化基準）

第二十六条　条例第三十三条第一項の規則で定める基準（次条及び別表第二に置いて「緑化基準」という。）は、同表に掲げるとおりとする。

（届出を要しない変更）

第二十七条　条例第三十四条第一項の規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

一　緑化施設（別表第一の備考２に規定する緑化施設をいう。以下この条において同じ。）の配置又は規模の変更による緑化面積（同表の備考２に規定する緑化面積をいう。以下この条において同じ。）の減少の割合が二十パーセントを超えない場合における当該変更

二　樹種又は樹木の本数の変更による緑化面積の減少の割合が二十パーセントを超えない場合における当該変更

三　緑化面積の増加

四　緑化の着手予定年月日又は完了予定年　月日の変更（当該変更の日が着手予定年月日又は完了予定年月日から一年以内であるものに限る。）

五　緑化施設の管理に関する計画の変更

六　別表第二の一の項に掲げる緑化基準である面積の増加又は減少を伴わない建築面積の変更

七　建築物の名称又は種類の変更

八　条例第三十四条第一項の規定による届出をした者が法人である場合にあっては、その代表者の変更

（緑化義務の対象としない建築物）

第二十八条　条例第三十五条第三号の規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一　条例第十一条第一項の規定により指定された府自然環境保全地域又は条例第十六条第一項の規定により指定された府緑地環境保全地域内の建築物

二　自然公園法第二条第一号に規定する自然公園の区域内の建築物

三　工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項に規定する特定工場

四　都市計画法第二章の規定により定められた風致地区内の建築物

五　都市緑地法第十二条第一項の規定による特別緑地保全地区、同法第三十四条第一項の規定による緑化地域又は同法第三十九条第一項の規定に基づく条例により制限を受ける区域内の建築物

(**条例と同等以上の効果が得られる市町村条例を有するものとして指定する市**)

第二十九条　条例第三十八条の規則で定めるところにより指定する市は、堺市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、八尾市、箕面市及び高石市とする。

(**申請又は届出の手続**)

第三十条　次の各号に掲げる申請又は届出をしようとする者は、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　条例第三十四条第一項の規定による届出　緑化計画(変更)書(様式第七号)

八　条例第三十四条第二項の規定による届出　緑化完了書(様式第八号)

（証明書の様式）

第三十一条　次の各号に掲げる証明書の様式は、当該各号に定めるところによる。

一～三　（略）

四　条例第三十七条第二項の証明書　様式第十二号

附則（昭和五二年大阪府規則第四〇号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２（略）

附則（平成三年大阪府規則第一七号）～附則（平成九年大阪府規則第七五号）（略）

附則（平成一七年規則第一七七号）

（施行期日）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成二一年規則第六七号）

（施行期日）

１　この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の大阪府自然環境保全条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府自然環境保全条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附則（平成二六年規則第五十号）

（施行期日）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

別表第一（第二十五条関係）

<table>
<tr><th>項</th><th colspan="2">府有施設等の区分</th><th>緑化基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">一</td><td rowspan="2">建築物及びその敷地</td><td>新築、改築又は増築（増築後の建築物の床面積（建築基準法施行令第二条第一項第三号の床面積をいう。以下同じ。）の合計が、増築前の床面積の合計の一・二倍を超えないものを除く。）をする場合</td><td>緑化面積が次のいずれにも該当するものであること。ただし、敷地面積から建築面積を除いた面積に建築物上における緑化面積を加えた面積が敷地面積の二〇パーセントに満たない場合は、２及び３に該当することをもって足りる。
１　敷地面積の二〇パーセント以上であること。
２　地上部において次のア又はイに掲げる算式により算出した面積のいずれか小さい方の面積以上であること。
ア　（敷地面積－建築面積）×25%
イ　（敷地面積－（敷地面積×建蔽率×0.8））×25%
３　建築物上において屋上面積の二〇パーセント以上であること。</td></tr>
<tr><td>その他の場合</td><td>緑化面積が地上部及び建築物上において敷地面積の二〇パーセント以上であること。ただし、敷地面積から建築面積を除いた面積が敷地面積の二〇パーセントに満たない場合は、緑化面積が地上部及び建築物上において次のア又はイに掲げる算式により算出した面積のいずれか小さい方の面積以上であること。
ア　（敷地面積－建築面積）×25%
イ　（敷地面積－（敷地面積×建蔽</td></tr>
</table>

			率×0.8））×25%
二	都市公園		緑化面積が敷地面積の五〇パーセント以上（知事が別に定めるものにあっては、九〇パーセント以上）であること。
三	道路、港湾施設及び河川		知事が別に定める基準による。

備考

１　「敷地」とは、建築基準法施行令第一条第一号に規定する敷地（当該建築物と一体として利用されるものを含む。）をいう。

２　「緑化面積」とは、緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設（可動式のものにあっては、容量が百リットル以上のものに限る。）及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）の面積をいう。

３　緑化面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

一　建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設　緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に一メートルを乗じて得た面積。ただし、補助資材を用い、又は植栽基盤を設けて整備された緑化施設にあっては、当該補助資材又は植栽基盤の垂直投影面積とする。

二　前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設　次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計

イ　樹木　次のいずれかの方法により算出された面積の合計

⑴　樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

⑵　樹木（高さ一メートル以上のものに限る。以下(2)において同じ。）ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の上欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は(1)の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

樹木の高さ	半径
一メートル以上二・五メートル未満	一・一メートル
二・五メートル以上四メートル未満	一・六メートル
四メートル以上	二・一メートル

⑶　敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であって、次に掲げる条件のいずれにも該当するもの（その水平投影面が(1)の樹冠の水平投影面又は(2)の円の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

（ｉ）当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。

$A \leqq 18\ T_1 + 10\ T_2 + 4\ T_3 + T_4$

（この式において、A、T_1、T_2、T_3、T_4は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A　当該部分の水平投影面積（単位平方メートル）

T_1　高さが四メートル以上の樹木の本数

T_2　高さが二・五メートル以上四メートル未満の樹木の本数

T_3　高さが一メートル以上二・五メ

ートル未満の樹木の本数

T_4　高さが一メートル未満の樹木の本数）

（ⅱ）（ⅰ）の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

ロ　芝その他の地被植物　敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

ハ　花壇その他これに類するもの　敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分（その水平投影面がイ又はロの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

ニ　水流、池その他これらに類するもの　敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分（その水平投影面がイからハまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限る。）の水平投影面積

ホ　前号の施設又はイからニまでの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設

当該施設（その水平投影面がイからニまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、前号及びイからニまでの規定により算出した面積の合計の四分の一を超えない部分に限る。）の水平投影面積

4　敷地面積の算定方法は、建築基準法施行令第二条第一項第一号に定めるところによる。ただし、次に掲げる施設に係る敷地面積については、当該敷地面積からこれらの施設の用途を考慮して知事が必要と認める面積を除くことができる。

一　上下水道施設等における水処理施設その他の施設

二　府営住宅等の敷地内の道路等

三　学校教育法第一条に規定する学校における運動場その他の運動施設

四　警察の用に供する施設のうち緊急自動車の待機のための施設その他の施設

5　建築面積の算定方法は、建築基準法施行令第二条第一項第二号に定めるところによる。

6　「地上部」とは、敷地のうち建築物（建築基準法第二条第一項第一号に規定する門又は塀等を除く。）の存する部分を除いた部分をいう。

7　増築の場合にあっては、次の各号に掲げる面積は、それぞれ当該各号に定める方法により算出するものとする。

一　敷地面積　増築に係る建築面積を建蔽率で除した面積

二　建築面積　増築に係る部分の面積

8　「建蔽率」とは、建築基準法その他の法令の規定に基づき定められる建築物の建築面積の敷地面積に対する割合をいう。

9　「建築物上」とは、建築物の屋上、壁面又はベランダ等をいう。

10　「屋上面積」とは、屋上（建築物の屋根部分のうち人の出入り及び当該屋根部分の利用が可能な部分をいう。）の面積のうち建築物の管理に必要な施設（太陽光発電装置のパネル等を除く。）に係る部分を除いた面積をいう。

11　地上部における緑化面積について、特別の理由により緑化基準を満たすことが困難である場合は、当該地上部において必要とされる緑化面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、建築物上の同一面積の緑化をもって代えることができる。この場合において当該建築物上の緑化をもって代える面積は、建築物上において必要とされる緑化面積には含まれないものとする。

12　建築物上における緑化面積について、特別の理由により緑化基準を満たすことが困難である場合は、当該建築物上において必要とされる緑化面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、地上部の同一面積の緑化をもって代えることができる。この場合において当該地上部の緑化をもって代える面積は、地上部において必要とされる緑化面積には含まれないものとする。

13　緑化面積のうち、地上部において緑化すべき面積（備考 11 の規定により建築物上の緑化をもって代える面積を除き、備考 12 の規定により地上部の緑化をもって代える面積を含む。）の二分の一以上は、原則として樹木に係る面積（備考３第二号イに掲げる樹木に係る面積をいう。）とする。

14　備考 11 又は備考 12 の規定により建築物上又は地上部の緑化を行った場合において、なお特別の理由により緑化基準を満たすことが困難である場合は、建築物上に設置する太陽光発電装置のパネルに係る水平投影面積（太陽光発電装置のパネルの勾配が六十度を超えるものにあっては、当該パネルの面積の二分の一の面積）を緑化面積に算入することができる。

別表第二（第二十六条関係）

項	区分	緑化基準
一	地上部	緑化面積が次のア又はイに掲げる算式により算出した面積のいずれか小さい方の面積以上であること。 ア　次の（ア）又は（イ）に掲げる算式により算出した面積のいずれか小さい方の面積 （ア）　（敷地面積−建築面積）×25% （イ）　（敷地面積−（敷地面積×建蔽率×0.8））×25% イ　建築物の床面積の合計
二	建築物上	緑化面積が屋上面積の二〇パーセント以上であること。

備考

１　別表第一の備考２、備考３及び備考５から備考 10 までの規定は、この表についても適用する。

２　備考１において適用する別表第一の備考３に規定するもののほか、道路との境界線から水平距離が三メートル以内の範囲に樹木（高さが三メートル以上のものを含む。）を植栽する場合にあっては、備考１において適用する同表の備考３第二号イに規定する面積に当該面積の二分の一に相当する面積を算入することができる。

３　敷地面積の算定方法は、建築基準法施行令第二条第一項第一号に定めるところによる。ただし、次に掲げる施設に係る敷地面積については、当該敷地面積からこれらの施設の用途を考慮して知事が必要と認める面積を除くことができる。

一　上下水道施設等における水処理施設その他の施設

二　工場における貯水槽その他の施設

三　学校教育法第一条に規定する学校における運動場その他の運動施設

四　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設における屋外遊戯場その他の設備

五　共同住宅等の敷地内の道路等

六　有料道路の料金徴収所その他の施設の敷地内の道路

七　駅舎等の敷地内の線路

４　別表第一の備考 11 から備考 14 までの規定は、この表について準用する。この場合において、同表の備考 12 中「同一面積」とあるのは「同一面積（備考２の規定により算入する場合にあっては、その算入後の面積）」と、同表の備考 13 中「いう。）」とあるのは「いう。）（備考２の規定により算入する場合にあっては、その算入後の面積）」と読み替えるものとする。